

水産庁漁港漁場整備事業等業務成績評定要領

平成19年11月1日 19水港第2013号
最終改正 令和3年4月1日 2水港第2938号

(目的)

第1条 この要領は、漁港漁場整備事業等において水産庁が施行する調査・設計・測量業務等（以下「設計業務等」という。）の請負業務の適正かつ効率的な履行を確保し、業務に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定に資することを目的とする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領第3条第1項の(2)に掲げる測量・建設コンサルタント等契約で1件の予定価格が100万円を超える業務とする。

2 評定は、次に掲げる業務の区分に応じて実施するものとする。

なお、対象業務が複数の業務にまたがる場合は、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の評定をもって当該業務の評定とみなすものとし、これらの取扱いは、評定を行う者の中で統一するものとする。

(1) 地質調査、単純調査等業務、測量作業

(2) 調査業務、計画業務

(3) 設計業務

(評定内容)

第3条 評定内容は、第2条の対象業務毎の採点表における各評定項目の「評価の視点」を参考に、業務及び技術者についての評定を行う。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、会計法第29条の11第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、監督又は検査を命ぜられた職員（以下、監督を命ぜられた職員にあっては「監督職員」、検査を命ぜられた職員にあっては「検査職員」という。）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、業務毎に独立して行うものとする。

2 評定は、別添「評定の基準」に基づき、評定者毎に独立して適確かつ公正に行うものとする。ただし、ひとつの業務の評定者となる監督職員及び検査職員がそれぞれ2人以上の場合は、それらの者が協議の上、評定を行うものとする。

3 業務成績評定の採点及び総合評定点の算出は、別表-1「業務成績採点表」及び別表-2「業務成績評定結果総括表」により行うものとする。

4 評定結果は、別紙様式第1「業務成績評定表」に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定の時期は、監督職員は、業務が完了したとき、検査職員は、検査を実施したときとする。

(評定結果の提出)

第7条 評定者は、水産庁長官（以下「長官」という。）に業務成績評定表を遅滞なく提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 長官は、評定者から業務成績評定表の提出があったときは、当該業務の請負者に対して別紙様式第2「業務成績評定通知書」により、評定結果を遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 長官は、第8条の規定により評定結果を通知した後、かしの判明等により当該評定を修正する必要があると認めるときは、修正するものとし、修正した評定結果について当該業務の請負者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(評定内容の説明等)

第10条 第8条及び第9条による通知を受けた請負者は、通知を受けた日の翌日から10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、長官に対して、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 長官は、前項の規定により評定の内容について説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

3 長官は、前項の回答を行う場合には、第12条に規定する水産庁工事等成績評定委員会に意見を求めることができるものとする。

4 第1項及び第2項の事項については、第8条及び第9条の通知において明らかにするものとする。

(苦情申立て)

第11条 長官から回答の通知を受けた請負者は、回答書による説明に不服がある場合は、回答を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により長官に対して、苦情を申立てることができるものとする。

2 長官は、前項による苦情の申立てがあったときは、速やかに、水産庁入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続き及び苦情申立請求書の様式等については、水産庁入札監視委員会設置要領によるものとする。

3 長官は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、次によりその結果を回答するものとする。

(1) 苦情申立てが認められなかった場合には、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を回答するものとする。

(2) 申立てが認められた場合には、苦情申立てが認められた旨及びこれに伴い長官が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

4 長官は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができるものとする。

5 長官は、第10条第2項の回答書において、苦情申立てができる旨を明らかにするものとする。

(水産庁漁港漁場整備事業等工事等成績評定委員会)

第12条 長官が意見を求める水産庁漁港漁場整備事業等工事等成績評定委員会の構成及び運営に関する事項は、漁港漁場整備部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年6月10日から施行し、平成20年3月1日から締結した請負契約に適用する。

附 則

この要領は、平成23年8月4日から施行し、平成23年8月4日から締結した請負契約に適用する。

附 則（令和3年4月1日付け2水港第2938号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際は現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

業 務 成 績 評 定 表

年 月 日
水 産 庁

業 務 名	□□□業務		
契 約 金 額	当初：	最終：	
履 行 期 間	当初：	年 月 日～	年 月 日～
完 了 年 月 日	年 月 日		
完了検査年月日	年 月 日		
契約相手方住所氏名			
管理技術者氏名			
照査技術者氏名	※		
所管課長 所属・氏名			
監督職員 所属・氏名			
完了検査職員 所属・氏名			
評 定 結 果	業務評定		点
	技術者評定	管理技術者	点
		照査技術者	※ 点

(※照査技術者を配置しない業務の場合は「－」とする。)

別紙様式第2（地質調査、単純調査等業務、測量作業）

番 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

水産庁長官 ○○○○

業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務について、水産庁漁港漁場整備事業等業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知します。

記

- 業務名： □□□業務
- 履行期間： 年 月 日～ 年 月 日
- 完了検査年月日： 年 月 日
- 評定点： 下表のとおり

評価項目		評 定 点		
		業務評定	技術者評定	
			管理技術者	照査技術者
専門技術力	提案力・改善力	75	75	
	業務執行能力	76	76	
管理技術力	業務管理能力	82	82	
	品質管理能力	71	65	※80
	迅速性、弾力性	70	70	
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	
成果物の品質		71	71	※71
総合評定点		73	72	※76
事故等による減点		—		
かしの修補又は損害賠償による減点		—	—	—
修正後の総合評定点		73	72	※76

（※照査技術者を配置しない業務の場合は「—」とする。）

- 書面の送付先 〒100-8907
住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁○○部○○課○○係
- 手続等の問い合わせ: 〒100-8907
住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁○○部○○課○○係
Tel 03-3502-8111（代）内線・・・

別表－２（地質調査、単純調査等業務、測量作業）

業務成績評定結果総括表

業務名：		業務評価			技術者評価					
評定項目		各項目の 評定点①	重み②	評定点 ①×②	管理技術者			照査技術者		
					各項目の 評定点③	重み④	評定点 ③×④	各項目の 評定点⑤	重み⑥	評定点 ⑤×⑥
専門技術力	提案力・改善力	75.0	2	150.0	75.0	2	150.0	—	—	—
	業務執行能力	76.0	2	152.0	76.0	2	152.0	—	—	—
管理技術力	業務管理能力	82.0	2	164.0	82.0	2	164.0	—	—	—
	品質管理能力	71.0	5	355.0	65.0	5	325.0	80.0	1	80.0
	迅速性、弾力性	70.0	1	70.0	70.0	1	70.0	—	—	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72.0	1	72.0	72.0	1	72.0	—	—	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92.0	1	92.0	92.0	1	92.0	—	—	—
成果物の品質		71.4	20	1,428.0	71.4	20	1,428.0	71.4	1	71.4
合計			Σ重み 34	Σ評定点 2,483.0		Σ重み 34	Σ評定点 2,453.0		Σ重み 2	Σ評定点 151.4
総合評定点			Σ評定点 Σ重み	73		Σ評定点 Σ重み	72		Σ評定点 Σ重み	76

事故等による減点(A)	—			
かしの修補又は損害賠償による減点(B)	—	—		
修正後の総合評定点 = 総合評定点(業務評価) + (A) + (B)	73	72	76	

業務成績評定結果総括表

業務名： 評定項目		監督職員・所管課長の評価				検査職員の評価		業務評価			技術者評価					
		監督職員 評定点	所管課長 評定点	同左平均 (①+②)÷2	調整後評定点 ③×0.6	評定点	調整後評定点 ⑤×0.4	各項目の評定点 ④+⑥	重み	評定点 ⑦×⑧	管理技術者			照査技術者		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	各項目の評定点(1)	重み (2)	評定点 (1)×(2)	各項目の評定点(3)	重み (4)	評定点 (3)×(4)
専門技術力	提案力・改善力	76	74	75	—	—	—	75.0	2	150.0	75.0	2	150.0	—	—	—
	業務執行能力	80	80	80	48.0	70.0	28.0	76.0	2	152.0	76.0	2	152.0	—	—	—
管理技術力	業務管理能力	84	80	82	—	—	—	82.0	2	164.0	82.0	2	164.0	—	—	—
	品質管理能力	68	74	71	—	—	—	71.0	5	355.0	65.0	5	325.0	80.0	1	80.0
	迅速性、弾力性	70	70	70	—	—	—	70.0	1	70.0	70.0	1	70.0	—	—	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	72	—	—	—	72.0	1	72.0	72.0	1	72.0	—	—	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	92	—	—	—	92.0	1	92.0	92.0	1	92.0	—	—	—
成果物の品質		66	68	67	40.2	78.0	31.2	71.4	20	1,428.0	71.4	20	1,428.0	71.4	1	71.4
合計									Σ⑩ 34	Σ⑪ 2,483.0		Σ(2) 34	Σ評定点 2,453.0		Σ(4) 2	Σ評定点 151.4
総合評定点									$\frac{\Sigma⑪}{\Sigma⑩}$	73		$\frac{\Sigma評定点}{\Sigma(2)}$	72		$\frac{\Sigma評定点}{\Sigma(4)}$	76

注) 検査職員欄の評定点(⑤)がない場合は、⑦=③とする。

事故等による減点(A)	-		
かしの修補又は損害賠償による減点(B)	-		
修正後の総合評定点 = 総合評定点(業務評価) + (A) + (B)	73	72	76

業務成績評定表

年 月 日
水 産 庁

業 務 名	□□□業務		
契 約 金 額	当初：	最終：	
履 行 期 間	当初：	年 月 日～ 年 月 日	最終： 年 月 日～ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日		
完了検査年月日	年 月 日		
契約相手方住所氏名			
管理技術者氏名			
照査技術者氏名	※		
所管課長 所属・氏名			
監督職員 所属・氏名			
完了検査職員 所属・氏名			
評 定 結 果	業務評定		点
	技術者評定	管理技術者	点
		照査技術者	※ 点

(※照査技術者を配置しない業務の場合は「-」とする。)

別紙様式第2（調査業務、計画業務）

番 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

水産庁長官 ○○○○

業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務について、水産庁漁港漁場整備事業等業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知します。

記

- 1 業務名： □□□業務
- 2 履行期間： 年 月 日～ 年 月 日
- 3 完了検査年月日： 年 月 日
- 4 評定点： 下表のとおり

評価項目		評 定 点		
		業務評定	技術者評定	
			管理技術者	照査技術者
専門技術力	提案力・改善力	75	75	
	業務執行能力	76	76	
	多様な視点	84	84	
管理技術力	業務管理能力	82	82	
	品質管理能力	71	65	※80
	迅速性、弾力性	70	70	
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	
成果物の品質		71	71	※71
総合評定点		75	74	※76
事故等による減点		—		
かしの修補又は損害賠償による減点		—	—	—
修正後の総合評定点		74	74	※76

(※照査技術者を配置しない業務の場合は「—」とする。)

- 5 書面の送付先 〒100-8907
住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁○○部○○課○○係

- 6 手続等の問い合わせ: 〒100-8907
住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁○○部○○課○○係
Tel 03-3502-8111 (代) 内線・・・

別表－2（調査業務、計画業務）

業務成績評定結果総括表

業務名：		業務評価			技術者評価					
評定項目		各項目の 評定点①	重み②	評定点 ①×②	管理技術者			照査技術者		
					各項目の 評定点③	重み④	評定点 ③×④	各項目の 評定点⑤	重み⑥	評定点 ⑤×⑥
専門技術力	提案力・改善力	75.0	5	375.0	75.0	5	375.0	—	—	—
	業務執行能力	76.0	5	380.0	76.0	5	380.0	—	—	—
	多様な視点	83.6	5	418.0	83.6	5	418.0	—	—	—
管理技術力	業務管理能力	82.0	2	164.0	82.0	2	164.0	—	—	—
	品質管理能力	71.0	5	355.0	65.0	5	325.0	80.0	1	80.0
	迅速性、弾力性	70.0	1	70.0	70.0	1	70.0	—	—	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72.0	1	72.0	72.0	1	72.0	—	—	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92.0	1	92.0	92.0	1	92.0	—	—	—
成果物の品質		71.4	20	1,428.0	71.4	20	1,428.0	71.4	1	71.4
合計			Σ重み 40	Σ評定点 2,979.0		Σ重み 40	Σ評定点 2,949.0		Σ重み 2	Σ評定点 151.4
総合評定点			Σ評定点 Σ重み	75		Σ評定点 Σ重み	74		Σ評定点 Σ重み	76

事故等による減点(A)	—			
かしの修補又は損害賠償による減点(B)	—			
修正後の総合評定点 = 総合評定点(業務評価) + (A) + (B)	75		74	76

業務成績評定結果総括表

業務名：		監督職員・所管課長の評価				検査職員の評価		業務評価			技術者評価					
評価項目	評価内容	監督職員	所管課長	同左平均	調整後評定点	評定点	調整後評定点	各項目の評定点	重み	評定点	管理技術者			照査技術者		
		評定点	評定点	(①+②)÷2	③×0.6		⑤×0.4				④+⑥	⑦×⑧	各項目の評定点(1)	重み(2)	評定点(1)×(2)	各項目の評定点(3)
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨						
専門技術力	提案力・改善力	76	74	75	—	—	—	75.0	5	375.0	75.0	5	375.0	—	—	—
	業務執行能力	80	80	80	48.0	70.0	28.0	76.0	5	380.0	76.0	5	380.0	—	—	—
	多様な視点	86	86	86	51.6	80.0	32.0	83.6	5	418.0	83.6	5	418.0	—	—	—
管理技術力	業務管理能力	84	80	82	—	—	—	82.0	2	164.0	82.0	2	164.0	—	—	—
	品質管理能力	68	74	71	—	—	—	71.0	5	355.0	65.0	5	325.0	80.0	1	80.0
	迅速性、弾力性	70	70	70	—	—	—	70.0	1	70.0	70.0	1	70.0	—	—	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	72	—	—	—	72.0	1	72.0	72.0	1	72.0	—	—	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	92	—	—	—	92.0	1	92.0	92.0	1	92.0	—	—	—
成果物の品質		66	68	67	40.2	78.0	31.2	71.4	20	1,428.0	71.4	20	1,428.0	71.4	1	71.4
合計									Σ⑩ 45	Σ⑪ 3,354.0		Σ(2) 45	Σ評定点 3,324.0		Σ(4) 2	Σ評定点 151.4
総合評定点									$\frac{\Sigma⑪}{\Sigma⑩}$	75		$\frac{\Sigma評定点}{\Sigma(2)}$	74		$\frac{\Sigma評定点}{\Sigma(4)}$	76

注) 検査職員欄の評定点(⑤)がない場合は、⑦=③とする。

事故等による減点(A)	-
かしの修補又は損害賠償による減点(B)	-
修正後の総合評定点 = 総合評定点(業務評価) + (A) + (B)	75

	-		-
	74		76

業 務 成 績 評 定 表

年 月 日
水 産 庁

業 務 名	□□□設計業務		
契 約 金 額	当初：	最終：	
履 行 期 間	当初：	年 月 日～ 年 月 日	最終： 年 月 日～ 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日		
完了検査年月日	年 月 日		
契約相手方住所氏名			
管理技術者氏名			
照査技術者氏名	※		
所管課長 所属・氏名			
監督職員 所属・氏名			
完了検査職員 所属・氏名			
評 定 結 果	業務評定		点
	技術者評定	管理技術者	点
		照査技術者	※ 点

(※照査技術者を配置しない業務の場合は「－」とする。)

別紙様式第2（設計業務）

番 号
年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

水産庁長官 ○○○○

業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の業務について、水産庁漁港漁場整備事業等業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して通知を受けた日の翌日から10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により通知します。

記

- 1 業務名： □□□設計業務
2 履行期間： 年 月 日～ 年 月 日
3 完了検査年月日： 年 月 日
4 評定点： 下表のとおり

評価項目		評 定 点		
		業務評定	技術者評定	
			管理技術者	照査技術者
専門技術力	提案力・改善力	75	75	—
	業務執行能力	76	76	—
	施工面の知識	80	80	—
	多様な視点	84	84	—
管理技術力	業務管理能力	82	82	—
	品質管理能力	71	65	※80
	迅速性、弾力性	75	75	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	—
成果物の品質		71	71	※71
総合評定点		75	74	※76
事故等による減点		—	—	—
かしの修補又は損害賠償による減点		—	—	—
修正後の総合評定点		75	74	※76

(※照査技術者を配置しない業務の場合は「—」とする。)

- 5 書面の送付先 〒100-8907
住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁○○部○○課○○係

- 6 手続等の問い合わせ: 〒100-8907
住所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
水産庁○○部○○課○○係
Tel 03-3502-8111 (代) 内線

業務成績評定結果総括表

業務名：		業務評価			技術者評価					
評定項目		各項目の 評定点①	重み②	評定点 ①×②	管理技術者			照査技術者		
					各項目の 評定点③	重み④	評定点 ③×④	各項目の 評定点⑤	重み⑥	評定点 ⑤×⑥
専門技術力	提案力・改善力	75.0	5	375.0	75.0	5	375.0	—	—	—
	業務執行能力	76.0	5	380.0	76.0	5	380.0	—	—	—
	施工面の知識	80.0	2	160.0	80.0	2	160.0	—	—	—
	多様な視点	83.6	10	836.0	83.6	10	836.0	—	—	—
管理技術力	業務管理能力	82.0	2	164.0	82.0	2	164.0	—	—	—
	品質管理能力	71.0	10	710.0	65.0	10	650.0	80.0	1	80.0
	迅速性、弾力性	75.0	1	75.0	75.0	1	75.0	—	—	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72.0	1	72.0	72.0	1	72.0	—	—	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92.0	1	92.0	92.0	1	92.0	—	—	—
成果物の品質		71.4	20	1,428.0	71.4	20	1,428.0	71.4	1	71.4
合計			Σ重み 47	Σ評定点 3,537.0		Σ重み 47	Σ評定点 3,477.0		Σ重み 2	Σ評定点 151.4
総合評定点			Σ評定点 Σ重み	75		Σ評定点 Σ重み	74		Σ評定点 Σ重み	76

事故等による減点(A)	—
かしの修補又は損害賠償による減点(B)	—
修正後の総合評定点 = 総合評定点(業務評価) + (A) + (B)	75

	—		—
	74		76

別表－２（設計業務）

業務成績評定結果総括表

業務名：		監督職員・所管課長の評価				検査職員の評価		業務評価			技術者評価					
評価項目	評価内容	監督職員 評定点	所管課長 評定点	同左平均 (①+②)÷2	調整後評定点 ③×0.6	評定点	調整後評定点 ⑤×0.4	各項目の評定点 ④+⑥	重み	評定点 ⑦×⑧	管理技術者			照査技術者		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	各項目の 評定点(1)	重み (2)	評定点 (1)×(2)	各項目の 評定点(3)	重み (4)	評定点 (3)×(4)
専門技術力	提案力・改善力	76	74	75	—	—	—	75.0	5	375.0	75.0	5	375.0	—	—	—
	業務執行能力	80	80	80	48.0	70.0	28.0	76.0	5	380.0	76.0	5	380.0	—	—	—
	施工面の知識	80	80	80	—	—	—	80.0	2	160.0	80.0	2	160.0	—	—	—
	多様な視点	86	86	86	51.6	80.0	32.0	83.6	10	836.0	83.6	10	836.0	—	—	—
管理技術力	業務管理能力	84	80	82	—	—	—	82.0	2	164.0	82.0	2	164.0	—	—	—
	品質管理能力	68	74	71	—	—	—	71.0	10	710.0	65.0	10	650.0	80.0	1	80.0
	迅速性、弾力性	70	80	75	—	—	—	75.0	1	75.0	75.0	1	75.0	—	—	—
コミュニケーション能力	説明力、協調性、プレゼンテーション	72	72	72	—	—	—	72.0	1	72.0	72.0	1	72.0	—	—	—
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	92	92	92	—	—	—	92.0	1	92.0	92.0	1	92.0	—	—	—
成果物の品質		66	68	67	40.2	78.0	31.2	71.4	20	1,428.0	71.4	20	1,428.0	71.4	1	71.4
合計									Σ⑩ 57	Σ⑪ 4,292.0		Σ(2) 57	Σ評定点 4,232.0		Σ(4) 2	Σ評定点 151.4
総合評定点									$\frac{\Sigma⑪}{\Sigma⑩}$	75		$\frac{\Sigma評定点}{\Sigma(2)}$	74		$\frac{\Sigma評定点}{\Sigma(4)}$	76

注) 検査職員欄の評定点(⑤)がない場合は、⑦=③とする。

事故等による減点(A)	—
かしの修補又は損害賠償による減点(B)	—
修正後の総合評定点 = 総合評定点(業務評価) + (A) + (B)	75

	—		—
	74		76

評定の基準

1. 監督職員及び検査職員の評定基準

業務成績評定の採点にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、別表－1「業務成績採点表」（以下「採点表」という。）の各評定項目に従って、評価度を選択することにより評定を行うものとする。（必須評定項目の追加、削除、もしくは配点、重みの変更は行わない）

2. 所管課長の評定基準

(1) 事故等による減点

当該業務に関し、業務遂行中に請負者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、表－1を参考として－15点まで減点することができる。

表－1 請負者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
減点基準	－5点	－10点	－15点

(2) かしの修補及び損害賠償による減点

成果物に、請負者の責任に起因するかしが存在し、契約図書に記された手続に従い、かしの修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評点（100点満点換算）に対して、表－2を参考として－20点まで減点することができる。

ただし、ここでいうかしの修補とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な修補をいう。

表－2 かしの修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区分	かしの修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失によるかしの修補又は損害賠償の実施
減点基準	－10点	－20点

3. 「調査業務、計画業務」及び「単純調査等業務」について

- (1) 「調査業務、計画業務」とは、広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い業務をいう。評定は、「調査業務、計画業務」の採点表を用いるものとする。
- (2) 「単純調査等業務」とは、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・単純調査業務等をいう。評定は、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」の採点表を用いるものとする。

(3)「調査業務、計画業務」の内容及び「単純調査等業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とする。

・「調査業務」の内容

調査業務とは、現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特別仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

・「計画業務」の内容

計画業務とは、当該業務の仕様書に定められた“貸与資料及び適用基準”等を用いて解析・検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析・検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

・「単純調査等業務」の例

- ・単純なデータ収集・整理等に関する業務
- ・単純なデータ作成・処理等に関する業務
- ・書類編集、原稿整理等の業務
- ・文献、資料等の収集・分類に関する業務
- ・単純な図面集、写真集等の作成
- ・一般的な現地踏査、単純な計測、観測調査
- ・定期的なデータのメンテナンス、データ加工業務
- ・不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
- ・検討を要さない数量の算出等
- ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がJIS等で規定されている測定業務
- ・現場技術業務における補助的な業務

4. 技術者評定及び総合評定点について

総合評定点及び技術者評定を算出する際には、対象業務に応じて以下の評定項目及び重み付けを加味して採点表に基づき行う。

評定項目		地質調査、単純調査等業務、測量作業			調査業務、計画業務			設計業務		
		業務評定	技術者評定		業務評定	技術者評定		業務評定	技術者評定	
			管理又は主任	照査		管理	照査		管理	照査
専門技術力	提案力・改善力	2 (5.9%)	2 (5.9%)	—	5 (11.1%)	5 (11.1%)	—	5 (8.8%)	5 (8.8%)	—
	業務執行能力	2 (5.9%)	2 (5.9%)	—	5 (11.1%)	5 (11.1%)	—	5 (8.8%)	5 (8.8%)	—
	施工面の知識	—	—	—	—	—	—	2 (3.5%)	2 (3.5%)	—
	多様な視点	—	—	—	5 (11.1%)	5 (11.1%)	—	10 (17.5%)	10 (17.5%)	—
管理技術力	業務管理能力	2 (5.9%)	2 (5.9%)	—	2 (4.4%)	2 (4.4%)	—	2 (3.5%)	2 (3.5%)	—
	品質管理能力	5 (14.7%)	5 (14.7%)	1 (50.0%)	5 (11.1%)	5 (11.1%)	1 (50.0%)	10 (17.5%)	10 (17.5%)	1 (50.0%)
	迅速性、弾力性	1 (2.9%)	1 (2.9%)	—	1 (2.2%)	1 (2.2%)	—	1 (1.8%)	1 (1.8%)	—
コミュニケーション能力	1 (2.9%)	1 (2.9%)	—	1 (2.2%)	1 (2.2%)	—	1 (1.8%)	1 (1.8%)	—	
取り組み姿勢	1 (2.9%)	1 (2.9%)	—	1 (2.2%)	1 (2.2%)	—	1 (1.8%)	1 (1.8%)	—	
成果物の品質		20 (58.8%)	20 (58.8%)	1 (50.0%)	20 (44.4%)	20 (44.4%)	1 (50.0%)	20 (35.1%)	20 (35.1%)	1 (50.0%)
合 計		34 (100%)	34 (100%)	2 (100%)	45 (100%)	45 (100%)	2 (100%)	57 (100%)	57 (100%)	2 (100%)